

札幌市水道局簡略方式積算要領

令和3年7月21日 水道局長決裁

1 目的

本要領は札幌市水道局簡略方式積算について、概要や必要な事項について記載するものである。

2 対象工事

対象は札幌市水道局が指定した対象工事とする。

3 積算基準

積算基準については、札幌市水道局簡略方式積算基準とする。その他、従来¹の諸基準によるものとする。適用される歩掛は下記の項目とする。

土留工（継手部土留、分水部土留、管路土留）

舗装工

附帯工

上記の歩掛について、発注時の暫定的な積算として代表パターンで積算する。また**附帯工**のうち縁石などは発注時には計上しないこととする。（ただし比較的小規模な布設替えの場合のみとし、管路布設位置に縦断的に縁石が布設され大規模な布設替えが必要な工事は簡略工事の適用外とする）

4 現場着手後について

工事着手後、受注者は試掘等の調査結果から施工条件を精査し、発注者と簡略方式積算の歩掛について協議するものとし、現場条件に応じて設計変更にて対応する。

5 留意事項

発注段階から明確に縦断的な縁石布設替が必要なことが判明している場合など、本要領の適用により発注金額に大きな影響を及ぼす工事には適用できない。ただし着手後の現場条件の変更により、結果的に発注金額と設計変更後の金額に差が生じた場合はこの限りではない。

発注図面は従来通りとするが、附帯作工について発注者は従来以上に復旧箇所・工種をわかりやすく明示するよう心がけること。

工事の仕様書は、札幌市土木工事共通仕様書、札幌水道局管工事仕様書など従来通りのものとする。

6 特記仕様書

対象工事は特記仕様書に下記の旨を記載するものとする。

○. 簡略積算方式

本工事の一部は簡略方式により積算しています。見積参考設計書の規格欄に【簡略】が記載されている細別については、札幌市水道局簡略積算基準に従って積算しております。本積算基準を導入した

細別については設計変更の対象とします。